

◎新潟県告示第884号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年8月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間 令和5年7月18日から令和6年3月8日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局 管内
（新潟国道事務所、長岡国道事務所、羽越河川国道事務所 管内）